

## 広島県告示第32号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成27年1月29日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県尾道市高須町904 山陽工業株式会社 取締役社長 高橋 宏明
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県尾道市新浜1丁目13-6 尾道国際ホテル

### 2 申請の内容

66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設2基を廃止し、66-3ロ 旅館業の用に供する洗濯施設2基を設置する。また、66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設4基の使用の方法を変更する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設2基 廃止

(その2) 新設

種	類	66-3ロ 旅館業の用に供する洗濯施設 (洗濯①, ②)
能	力	4.5 kg/回

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日		着工後1ヶ月		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		18~22時 4時間(なし)		
	項 目		通常	最大	
	汚水等の 汚染状態	水素イオン濃度(単位:水素指数)		7	5.8~8.6
		(単位: mg/L)	生物化学的酸素要求量	120	140
			化学的酸素要求量	70	85
			浮遊物質質量	125	150
			窒素含有量	85	130
			リン含有量	10	15
	大腸菌群数(単位: 個/cm <sup>3</sup> )		20,000	30,000	
汚水等の量(単位:m <sup>3</sup> )		0.22	0.66		
汚水等の排出先		合併浄化槽			

(その3) 変更

		変更前	変更後
種	類	66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (東館1216(②, ④~⑧, ⑩, ⑪))	66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (東館1216(②, ④, ⑥, ⑧, ⑩, ⑪))
能	力	1人	1人
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着工後1ヶ月	着工後1ヶ月
	使用開始予定年月日	完成後直ちに	完成後直ちに

使用の方法	項	目	通常	最大	通常	最大
	汚水等の量	(単位：m <sup>3</sup> )	2.47	3.26	1.85	2.50

(その4) 変更

		変更前		変更後		
種	類	66-3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (東館 1216 (①, ③, ⑨))		66-3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (東館 1216 (①, ③, ⑤, ⑦, ⑨))		
能	力	2人		2人		
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日	着工後1ヶ月		着工後1ヶ月		
	使用開始予定年月日	完成後直ちに		完成後直ちに		
使用の方法	項	目	通常	最大	通常	最大
	汚水等の量	(単位：m <sup>3</sup> )	1.86	2.28	3.10	3.80

(その5) 変更

		変更前		変更後	
種	類	66-3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (東館 1218 (①～③, ⑦, ⑫, ⑯, ⑳, ㉑, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟))		66-3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (東館 1218 (①～③, ⑦, ⑫, ⑯, ㉑, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟))	
能	力	2人		2人	

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日		着工後1ヶ月		着工後1ヶ月	
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		完成後直ちに	
使用の方法	項目		通常	最大	通常	最大
	汚水等の量	(単位: m <sup>3</sup> )	11.16	13.68	9.92	12.16

(その6) 変更

		変更前		変更後		
種	類	66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (東館 1218 (⑧, ⑩, ⑭, ⑰, ⑲, ⑳, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟, ㊱, ㊲, ㊳, ㊴, ㊵, ㊶, ㊷, ㊸, ㊹, ㊺, ㊻, ㊼, ㊽, ㊾, ㊿))		66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (東館 1218 (⑧, ⑩, ⑭, ⑰, ⑲, ⑳, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟, ㊱, ㊲, ㊳, ㊴, ㊵, ㊶, ㊷, ㊸, ㊹, ㊺, ㊻, ㊼, ㊽, ㊾, ㊿))		
能		力		2人		
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日		着工後1ヶ月		着工後1ヶ月	
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		完成後直ちに	
使用の方法	項目		通常	最大	通常	最大
	汚水等の量	(単位: m <sup>3</sup> )	8.06	9.88	9.30	11.40

(その7) 変更

	変更前	変更後
--	-----	-----

種	類	66-3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設（東館 1218（⑨, ⑪, ⑬, ⑰, ⑳, ㉒, ㉔, ㉗, ㉙, ㉛, ㉝, ㉟, ㊱, ㊳, ㊵, ㊷, ㊹, ㊻, ㊽, ㊿））		66-3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設（東館 1218（⑨, ⑪, ⑬, ⑰, ⑳, ㉒, ㉔, ㉗, ㉙, ㉛, ㉝, ㉟, ㊱, ㊳, ㊵, ㊷, ㊹, ㊻, ㊽, ㊿））	
能	力	1 人		1 人	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着工後 1 ヶ月		着工後 1 ヶ月	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		完成後直ちに	
使 用 の 方 法	項	通常	最大	通常	最大
	汚 水 等 の 量 (単位 : m <sup>3</sup> )	6.20	7.60	5.58	6.84

(2) 汚水等の処理の方法  
変更なし。

(3) 排出水の汚染状態及び量  
変更なし。

### 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成27年 1 月29日から平成27年 2 月19日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市市民生活部環境政策課